

# 官報

大蔵省印刷局発行

昭和五十七年五月二十一日 日刊(日曜休日休刊)  
第三版郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

## 省 令

○農林水産省令第十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号、第十六條の二第一項及び第十六條の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十七年五月二十日

農林水産大臣 田澤 吉郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の五第一項中「及びいんげんまめ」を、「いんげんまめ及びきゅうり」に改める。

別表一の一の項の地域の欄中「アフリカ州」の下に、「グアテマラ、ホンジュラス」を加え、同項の植物の欄中「を除く」を「並びにオーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く」に改め、同表の二の項の植物の欄中「アーグイン種」の下に、「カイト種」を加え、同表の二の二の項の植物の欄中「かんきつ類」の下に、「オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く」を加え、同表の四の項の植物の欄中「を除く」を「並びにカナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランパート種のさくらんぼであつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものを除く」に改める。

別表二の三の項の植物の欄中「及びいんげんまめ」を、「いんげんまめ及びきゅうり」に改める。

別表三中

「ネットメエチレエチレンダイ  
コン及び  
いんげんブドウマン蕉一立方  
まめの生イドクメントル当た  
栗実 かん藻 リスグラム」  
を

